## 人権教育推進課事業 (学校教育)

事 業 名	事業内容
学校における 人権教育の 推進 内容の充写	人権にかかわる教育課題等について研修を行い、学校における人
人権教育 推進事業	O人権教育リーダー養成講座 人権教育の指導方法や教材の開発等に関する実践的な講座を実施 し、学校における人権教育推進のリーダーとなる人材の養成に資す る。
課題の把提	<ul><li>☑ ○人権教育研究推進事業関係校及び関係教育委員会訪問</li></ul>
及び 学校への 指導助言	○人権教育リーダー養成講座に係る授業実践の参観 研修の一環として受講者が行う公開授業を参観し、授業者・参観者 による協議会を開催する。
	O人権教育に係る学校訪問 人権教育上の課題やその解決に向けた学校の取組を把握し、効果 的な取組が推進されるよう必要な指導助言を行うとともに、教育行 政を行う上での参考とする。
	O人権教育の推進に関する調査 各学校における人権にかかわる課題やその解決に向けた取組等、 人権教育の推進状況を把握する。
指導方法は 関する調査 研究の推進 資料の作品 ・活用普及	各校の人権教育を推進するための実践事例の収集と指導者用手引きの作成(人権教育資料『明日へのとびら』の発行)
	○人権教育研究推進事業(文部科学省委託) (人権教育総合推進地域事業・人権教育研究指定校事業) 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、 学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、その成果を県内に普及することをとおして、本県の人権教育の一層の推進を図る。